

令和4年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和4年12月26日(月) 18:30～20:05

○開催場所

旭川市子ども総合相談センター 2階 会議室1, 2

○出席委員(14名)

浅野委員, 荒木関委員, 貝沼委員, 片桐委員, 小山委員, 佐々木(千)委員, 佐藤(貴)委員, 佐藤(達)委員, 長野委員, 林委員, 藤田委員, 松林委員, 吉田(清)委員, 渡辺委員

○欠席委員(6名)

入江委員, 佐々木(一)委員, 田中委員, 猫山委員, 梁川委員, 吉田(有)委員

○事務局(9名)

子育て支援部 浅田部長, 鎌田主幹

子育て支援課 竹内次長, 高橋補佐

子育て企画係 鎌田

子育て助成課 内田課長

こども育成課 坂本課長

おやこ応援課 川村課長

子ども総合相談センター 岩崎次長

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

《報告事項ア 令和5年度子育て支援部予算要求について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

現時点では子育て支援部が要求している内容であり, これから査定を受けることになるが, 例年同様, 予算編成は非常に厳しい状況となっている。光熱水費などの高騰や人件費の増が影響しており, 令和4年度予算額と比較して令和5年度の予算要求額は8億円増の約219億円となっている。第1回審議会で御意見をいただいた子ども医療費助成なども大きい, 我々としては実現していきたいと考えている。交付税は伸びているような報道もあるが, 歳出がそれ以上に増えており, なかなか厳しい状況はありながらも少子化の中で, なんとか子ども・子育てに関する予算は付けていきたい。

資料は「いじめ防止対策の推進」、「子育て世帯への経済的な支援」、「保育・教育環境の充実」、「児童虐待防止・相談支援体制の強化」、「母子の健康支援の推進」の五つの観点について整理している。

まず始めに、「いじめ防止対策の推進」である。報道等にもあるが、令和5年度から市長部局にいじめ対策専門部署を設置したいと考えている。学校、教育委員会、その他の関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見に取り組み、重大事態に至ることがないように、前段階で早期発見をしていきたいという体制を作るためのもの。事業としては、新規事業で「いじめ防止対策費」を立ち上げて相談体制を充実し、弁護士等の専門職を配置する。また、いじめ相談アプリを導入したい。それから、夜間相談窓口を委託業務で対応するようにしたい。返信用はがき付きのチラシの配布も考えている。先行市の話では、実は紙媒体の方が子どもたちから意見を取りやすいということも聞いているため、いろいろな方法でやっていきたい。

続いて「子育て世帯への経済的な支援」である。「子ども医療助成費」、「ひとり親家庭等医療助成費」については、市長公約では、中学生までの無償化となっているが、我々としては、令和5年8月の受給者証の更新に合わせて高校生まで全額無償化を目指している。また、いろいろと手続き等の事務が複雑なため、この拡充に合わせて、申請から支給に係る事務の執行を子ども給付センター（仮称）として事業者へ委託し、事務負担の軽減を図りたいと考えている。続いて、「医療費給付費」であるが、小児慢性疾病の給付に当たり医師の意見書が必要で、その発行費用を補助しようとするものである。「育英資金給付型奨学金」については、大学生向けに給付型の奨学金を創設したい。保護者の所得要件、高校生のときの成績要件を設けて入学時に一時金と併せて給付したいと考えている。

続いて、「保育・教育環境の充実」についてである。まず、「私立認可保育所等建設補助金」については、認定こども園1園の改築を予算計上している。「放課後児童クラブ開設費」については、子どもは減少しているが、面積基準は満たさなければならないため、新規開設を1箇所、30人程度の定員増を見込んでいる。「放課後児童クラブ運営費」については、医療的ケアが必要な子どもを預かれるようにするため、看護師の派遣を委託で実施して医療的ケア児も放課後児童クラブを利用できる体制づくりに取り組みたい。

続いて、「児童虐待防止・相談支援体制の強化」である。新規事業「ヤングケアラー等対策費」については、家事支援ヘルパーを派遣するものである。子どもたちが子どもらしい経験をすることができないという事象もあり、様々な原因・課題はあるが、家事支援ヘルパーを派遣するという内容で事業を組んでいる。介護サービスや障害者支援制度など、原因に対処する体制はもちろんあるが、子育て支援部の実行予算としては、こういったことを考えている。次に「子どもの住環境改善対策事業費」である。ヘルパーの受入れをできるように、まずは環境整備を行うため、また放っておくと火事などに繋がりがねないため、ごみ処理等の委託料を予算計上し取り組みたい。

続いて「母子の健康支援の推進」である。「新生児聴覚検査事業費」については、毎年予

算要求しているが、今回こそはなんとか実現したい。事業内容は新生児の聴覚検査に係る費用の一部を助成するものである。「不妊対策推進費」については、現在、不育症治療の補助対象者に所得制限を設けているが、所得制限を撤廃し充実したい。「子育て世代包括支援センター管理費」については、本年10月にオープンしたツルハ旭川中央ビル2階にあるw a k a ・ b a のプレイルームを活用して親子向けのイベントや土日の一般開放を行いたい。既に先月からトライアルでイベントを実施しているが、本格的に運用するための予算となっている。また、おやこ応援課が第二庁舎から離れてしまったため、例えばこども育成課にも寄りたいたいというお客さんもいることが想定されるため、現在も、オンラインで繋ぐようにはしており、次年度からはよりプライバシーに配慮した形で窓口を開設したい。

主な事業としては、以上であるが、子ども基金の充当先事業を資料に掲載している。子ども基金については、寄附額が増えており、プライマリーバランスではないが、収入額を翌年度に使っていく形にしたいと考えている。来年度は、14事業に約8,900万円を充当したいと考えている。

以上が子育て支援部の予算要求の状況である。非常に厳しい状況ではあるが、いろいろなところで皆様のバックアップをいただければありがたい。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

限られた予算の中で最大限に頑張っていただけていることはこの5項目からも分かる。

私から一つだけよろしいか。

w a k a ・ b a のイベントについてだが、乳児の保護者にはとても人気だったと学生たちから話を聞き、とても良いイベントだったと思う。その一方で、もりもりパークが道路一本渡ったところにある。w a k a ・ b a のイベントを充実させるための予算ということだが、もりもりパークとの連携は取れているのか。

(事務局)

もりもりパークについては、子どもたちが元気に走り回れるような場所である。ターゲットとしては、w a k a ・ b a はより小さな子どもとしており、もりもりパークを動とするならば、w a k a ・ b a は静というように棲み分けを考えている。w a k a ・ b a のオープンに当たっては、育児をされている方や育児を支える活動をされている方々からワーキングの形で意見をいただいた。イベントの開催についても、御協力をいただき、保護者の方々が育児を学べるような場にしたいということもあり、棲み分けをしている。運営については、もりもりパークはこどもクラブに委託しているが今後どういう運営方法があるのか、情報交換を行い検討していきたい。

(A委員)

いろいろなボランティアサークルの方々と協働してイベントを行っていたので、雰囲気も柔らかく、とても良かった。子どもだけでなく保護者が気軽に立ち寄れて、いろいろな相談ができる雰囲気を今後も大切にしてもらいたい。

他に何かあるか。

(B委員)

二点質問する。

一点目は、「保育・教育環境の充実」の「放課後児童クラブ開設費」で放課後児童クラブの増設1箇所とあるが、次の報告事項イ「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」の資料を見ると放課後児童クラブに関しては平成30年度から待機児童がないという記載がある。30人規模の増設という話だが、面積要件に触れているので増設が必要という意味なのか。

二点目は、「母子の健康支援の推進」の「子育て世代包括支援センター管理費」に「おやこ応援課と関係部局をつなぐオンライン窓口の設置」とあるが、具体的にはどのようなことを考えているのか。

(事務局)

一点目の放課後児童クラブについては、待機児童は発生していない。面積要件の話をしたが、年度内でも人数の増減があり瞬間的に超えてしまったり微妙なところがある。なぜ増設が必要かという、足りなくなる学校と余ってくる学校がある。学校単位で設置するので次年度の1年生が多い学校などがどうしても出てしまう。全市的には大丈夫だが多少地域的にでこぼこしてしまう。

二点目のオンライン窓口については、例えば、今までは第二庁舎の3階で健診を受けて5階で保育所の入所申請ができたが、それが離れてしまったため、簡単なものであれば書類の要件を満たしているかをカメラに写して確認し、問題がなければ、w a k a ・ b a から第二庁舎まで書類を届けなくても、その場で受付するということからスタートしている。

(事務局)

子育て支援課，子育て助成課，こども育成課に設置を予定している。現在は、カウンターのところZoomができるパソコンを設置しているが、個人情報に配慮したブースを設置したいと考えている。

(C委員)

w a k a ・ b a ともりもりパークを静と動で分けるという方向性だが、小さい子どもを持つお母さんから、もりもりパークで兄弟を遊ばせるときに少し怖いという話があったので、w a k a ・ b a ができたことにより喜ばれている方が増えたと思う。ただ、w a k a ・ b a

のイベントに参加したいけれど上の子がいるので行きづらいという声もある。イベントの開催の際は、ぜひ配慮していただき、静と動でしっかりと分けてしまうのではなく共存できるような計画があるのか伺いたい。

(事務局)

11月と12月に2回イベントを開催した。基本的には就学前の乳幼児を対象としているが、対象となる乳幼児にお兄ちゃんお姉ちゃんがいれば一家族四人までとさせていた。あまりにも大きい子どもだと置いてあるものが赤ちゃんぽいものが多いので物足りないところもあるかと思う。

もりもりパークは、子どもが楽しむ場所であり、waka・baは保護者が不安を解消したり、心の安定を図れるような、保護者が子育てに対して肯定的な気持ちになれるような場所と考えている。子育て世代包括支援センターなので、基本は未就学児が対象となるが、家庭の事情も踏まえて今後事業を構築していきたい。

(C委員)

二人目、三人目ならではの悩みごともあると思うので、保護者の皆さんがより利用しやすいイベントを開催していただきたい。

(A委員)

同じ部内なので連携をとっていただければ相乗効果でより良い環境が生まれると思う。他に、何かあるか。なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

この資料は、地域において子育て家庭との関わりを持つ方々に、より充実した情報提供を行うとともに、子どもやその保護者とのつながりを深めていくきっかけとなるよう毎年作成しているもので、旭川市子ども条例第15条に基づく広報及び啓発の取組のほか、第2期旭川市子ども・子育てプランに係る進捗状況報告書を兼ねている。

この資料により、本市における子育て環境の現状と取組について、概要を説明する。

最初に「第1部 子ども・子育て環境の現状」である。ここでは、現時点の子ども・子育て環境に関する最新のデータをまとめている。

2ページから19ページまでは、「旭川市の子ども・子育てを取り巻く現状」として、「人

口、「出生」、「婚姻」、「就業」、「労働環境」の状況のほか、「子育て環境」として、子育て中の保護者の不安感や子育て環境に対する満足度、「子どもの育ち」として、「児童虐待」、「不登校及びいじめ」、「特別支援学級及び通級指導教室」、「就職」の状況、そして「子どもの生活実態」として、子どもの貧困に係る生活の実態について、それぞれ掲載している。

続いて「第2部 本市の取組の方向性」である。ここでは、子ども・子育てプランの章立てに基づき、関連する子育て支援施策等について、まとめている。

23ページから28ページまでは、「基本方向1 子育てを支える」に基づく施策として、「妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」のほか、「子育てに関する多様な不安を和らげるための支援」、「子育てに関する経済的支援」、そして「乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援」の取組について、それぞれ掲載している。このうち、本年度の新規・拡充した主な取組について、概要を説明する。

23ページの「子育て世代包括支援センター」については、母子保健課と子ども総合相談センターの一部機能を整理統合し、妊娠期から就学前までの子育て期にかけて、一体的で切れ目のない支援を行う「おやこ応援課」をツルハ旭川中央ビルに設置した。

24ページ、新規事業の「女性相談つながりサポート事業費」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安や困難を抱える女性に対し、民間団体が持つ知見やノウハウを活かしたきめ細かい支援を行うものである。

27ページ、拡充事業の「児童虐待防止対策費」については、児童虐待を防止するため関係機関との連携を強化するとともに、オンライン環境の整備により児童虐待に係る支援の迅速化を図るものである。

29ページから31ページまでは、「基本方向2 子どもの育ちを支える」に基づく施策として、「子どもの連続した育ちを保障する環境整備」のほか、「子どもの安全な日常生活環境の整備」、「様々な子どもが健やかに育つ取組の推進」について、それぞれ掲載している。

32ページから35ページまでは、「基本方向3 子どもの主体性を育む」に基づく施策として、「子どもの主体性を育む」や「子どもの意見表明の機会の提供」の取組について、それぞれ掲載している。

36ページから38ページまでは、「基本方向4 社会全体で支える」に基づく施策として、「子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」、「事業者と連携した取組の推進」のほか、「社会全体の意識啓発」に関する取組について、それぞれ掲載している。

36ページの拡充事業の「うぶごえへの贈りもの事業費」については、民生児童委員が出産後の家庭を訪問し絵本を配付するほか、令和4年度から4か月健康診査時に旭川産木製品のプレゼントを始めた。

最後に、39ページからの「第3部 計画の進捗状況及び個別事業一覧」である。ここでは、子育て支援に係る指標や目標値に対する進捗状況、本市が進める子ども・子育てに関する各部局の取組状況についてまとめているが、具体的な説明は省略させていただく。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(B委員)

7ページの「労働環境の状況」では、保護者の半数近くが子どもが急病の際に対応できないと回答しており、従業員が子育てしやすい職場環境の整備状況として、「整備されている」と回答した割合は、男性従業員で2割程度、女性従業員で3割程度であることが記載されている。ワークライフバランスの普及啓発を行うことも計画に記載されているが、こういった話のときに一番最初に思い付くのは病児保育や病後児保育であるが、そもそも、子どもが発熱したときにお父さんに迎えに来てもらうことは、ほとんどなく、大体お母さんが無理をしてお迎えに来て、次の日も仕事を休んで子どもを看ることが多い。私のところは保育園で女性が多い職場だが、そういったことが続くと保育士が足りないという状況になってしまう。確かに病児保育や病後児保育も必要だが、従業員が子育てしやすい環境の整備状況の回答割合は平成27年度からずっと変わっていない。どのくらい民間事業者に普及啓発をしようとしているのか。例えばお父さんも休めるような形になるべきだと私は思うし、市役所がどうかというのもあるが、その辺をもうちょっとアプローチを変えてやってみたほうが良いと思う。もちろん、病児保育、病後児保育も必要だと感じるが、そういったことも今後は念頭に置かれてはどうか。親が二人いれば、半分ずつ休めば良いと私は思う。

もう一点は、審議会で話をするべきではないかもしれないが、43ページの「子どもの育ちを支える」に「地域・学校・家庭の連携が十分だと感じる割合」が令和元年度から少なくなっている。例えば、私は学校運営委員もやっているが、コロナ禍になって学校運営委員会がどれくらい開催されたかを把握されているのか。こういう社会が変わって課題ができたときに働けないような学校運営委員会はどうなのかと思う。そういうときこそ地域の力を借りたり意見をいただくのが良いと思う。今の状況では、地域・学校・家庭の連携が十分だと感じる割合が増える要素はないと思うので、ここの審議会の範囲を超えているかもしれないが意見として申し上げる。

(事務局)

ワークライフバランスのアプローチについては、見方を変えていくということは大切だと思うので参考にさせていただきたい。

学校運営委員会については、勉強不足ではあるが、子育てという考えでは重要だと思うので、検討させていただきたい。

(A委員)

他に、何かあるか。

(D委員)

27ページの「基本施策5 様々な家庭の状況に応じた支援の充実」の関連する主な取組の「児童虐待防止対策等の充実」に「市立児童相談所の設置に係る検討」があるが、前の市長が公約に掲げていたが、なかなか実現に至っていない。ここに改めて掲載されているが、現状の考え方と今後に向けてどのような取組を予定しているのか伺いたい。

(事務局)

前市長の公約でこれまで検討を行ってきたが、現時点では検討を休止しているのが実態である。道立旭川児童相談所にもお世話になりながら、子ども総合相談センターで児童虐待の対応をしているが、まずは、虐待を未然に防ぐことに力を入れて取り組んでおり、市立の児童相談所をどうするかというのは、その先に置いている状態である。

(D委員)

11月に作成されたこの資料に掲載されているということは、今後も課題として取り組むということか。

(事務局)

市立の児童相談所を設置することを否定しているわけではなく、次年度以降に向けてどうするかというスケジュールは持っていないということである。

(D委員)

微妙でとても苦しい状況であることは理解した。

(A委員)

これは令和2年度からのプランに基づく内容であり、途中で市長が代わったがプランの細かい変更は行っていないので、掲載せざるを得なかったという理解で良いと思う。

次の令和7年度以降の5年間のプランの中では、そのときの状況によってこの文言が残るのか消えるのかは分からない状況であるということよろしいか。

(事務局)

はい。

(A委員)

他に、何かあるか。

(E委員)

障害を持つ特別支援の子どもたちの認定を子ども総合相談センターでできないかという話が以前にも審議会の中であったが、予算もなくできないということであった。今回、w a k a ・ b a ができて、w a k a ・ b a は就学前の子どもを、子ども総合相談センターは就学後の子どもたちをというイメージだったが、この資料を見ると、やはり特別支援に関しても連携しなければならないと思う。例えば、虐待のケース会議を開くときには、児童相談所、おやこ応援課、子ども総合相談センター、学校、幼稚園、保育園も一緒になって会議をしている。一部の子ども総合相談センターの機能がおやこ応援課に移り、なんとなくw a k a ・ b a の方は少しずつ見えてきたが子ども総合相談センターの位置付けについては、今後旭川市としてどういうふうになっていくのか質問したい。

(事務局)

令和4年度からおやこ応援課をつくり、w a k a ・ b a を設置したところから説明したい。子ども総合相談センターの位置付けについては、委員のお話にもあったとおり、明確に線引きしたわけではないが、発達相談の部分では未就学児をおやこ応援課で、就学児を子ども総合相談センターと棲み分けをしたというのが一つある。虐待防止や家庭に課題がありその相談という部分でいうと、それは子ども総合相談センターが従来どおり中心になって対応している。その対応の中で、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議や、その事務局を担っているのが子ども総合相談センターである。例えば、子ども総合相談センターにあざがあったという通告があれば、対応や確認からはじまり、支援に当たっては、関係機関に集まっていたいただき、それぞれの役割分担を確認し、どのような支援を行うかという協議をさせていただく。その中には、当然、関係機関として児童相談所にも入っていただき、子どもの年齢によっておやこ応援課も関わってもらい、進めている。

特別支援教育の認定については、医師免許があつての診断が必要となるが、医師の配置が難しく実現できていない状況である。

(E委員)

医師が足りないというのは十分理解できるが、365日子ども総合相談センターに配置しなくても良いと思う。委託など、必要なときに来てもらい、そこで判定するということができないのか検討いただきたい。

私の幼稚園でも特別支援の子どもがいるが、同じくらいグレーゾーンの子がいる。旭川市内にも、まだまだ判定を受けられない子どもがおり、判定を受けられれば早期教育ができると思う。なるべく早くに判定を受けられるような仕組みを作っていただきたい。

(事務局)

今年度から、未就学児の発達支援については、おやこ応援課で引き継いでいる。健診については、4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月に実施しているが、経過観察が必要な

子どもや、健診では何でもないが集団生活の中で気になることがあれば、幼児健康相談を適宜行っており、保護者から申込みいただくことができる。幼児健康相談では、常駐ではないが医師に依頼して診ていただくこともでき、療育機関や医療機関に繋ぐことも行っているため、当課に相談いただきたい。

(F 委員)

療育園や医大などの専門医が診断するには、受診するのに半年や1年待ちとなってしまう。専門医や一般開業医、一般小児科医の間では、グレーゾーンの子どもについては、診断が付く前であっても早期にデイサービスなどの教育を始めた方が良いという見解になっている。専門医の診断がなくても、私たち小児科医のデイサービスが必要だという診断書があれば利用できるが、保護者の方々には周知されていないので、かかりつけ医に相談するということが分からず専門医の受診を待っている方が多いかもしれない。コミュニケーションが少なかったり、ことばの発達が遅いということがあれば、その段階で早期に利用しようとしているので、そこら辺も周知していただき、かかりつけ医に相談していただければと思う。

(A 委員)

他に、何かあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

3 その他

《その他ア いじめ対策について》

(A 委員)

事務局から説明を。

(事務局)

本市におけるいじめ対策の検討に当たっては、7月の第1回審議会で御説明申し上げたとおり、本年4月に「旭川市いじめ対策に関する庁内検討会議」を立ち上げ、条例、組織体制、地域連携について関係部局で議論を行うなど、いじめの防止に関する組織体制の構築と再発防止策の検討を進めてきた。

また、令和5年度からスタートするいじめ対策の「旭川モデル」の構築に当たり、教育・心理・法律などの分野で知見を有する専門家から意見をいただくため、「旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会」を設置し、7月以降、個別に意見交換を行ったところである。第三者委員会の最終報告が当初の予定から遅れ、9月となったことなどの事情もあり、有識者懇談会については、12月23日に第1回会議を開催した。

本市のいじめ対策については、教育・行政・地域の連携による「旭川モデル」の構築を目

指すものである。その中で、行政の取組として、市長部局に「いじめ対策専門部署」を設置し、令和5年4月から業務を開始したいと考えている。

この専門部署は、課相当以上の組織とし、福祉職経験者等の事務職員のほか、弁護士、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を予定している。

業務内容については、いじめに係る相談窓口の設置や、いじめを受けた児童生徒と保護者への支援をはじめ、学校いじめ対策組織への支援や、いじめ防止の広報啓発、関係機関・地域市民との連携、いじめ被害児童生徒の調査、救済、不登校に係る相談支援に取り組んでまいりたいと考えている。

この専門部署においては、市教委においてもいじめに専属的に対応する組織を来年度設置するため、連携して業務に当たることを基本としている。心身に苦痛を感じている児童生徒の情報を共有し、それぞれの専門性を生かして事案に対処することにより、学校だけでは解決が難しい事案等の困難ケースについて、被害児童生徒と保護者への支援や学校への支援に主体的に取り組み、重大事態に至る前の段階での早期解決を図ってまいりたい。

そのほか、教育の取組としての「学校・教育委員会の体制強化」や地域の取組としての「関係機関や地域住民との連携」を推進し、地域全体でいじめの防止に取り組み、子どもが安心して学び生活することができる環境の整備に努めてまいりたいと考えている。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

(C委員)

いじめを受けた生徒及び保護者への支援とあるが、小中学校においてもいじめに関するアンケートが配付されており、私たち保護者もアンケートに答えるが、いじめを受けた側だけでなくいじめをしてしまった側の生徒及び保護者への支援についても検討していただきたい。

(事務局)

有識者懇談会においても、いじめをしてしまう子どもにも様々な背景があり、学校や家庭でも目を掛けられていないような部分があるのではないかと、そういったところへの支援も必要だろうという御意見をいただいている。いじめの被害を受けた子どもとあわせて支援の方策を考えていかなければならないと考えており、それも業務の内容には含めている。学校との関係もあるが、そういったところも連携し、何ができるか検討し業務に当たってまいりたい。

(A委員)

学校は決して裁く場所ではなく、子どもを育て上げていく場所と考えると、やはり加害児

童に対しても何らかの教育的施しを真剣に考えていかなければならない。そこがないがしろにされているのが現状だと思うので、そこのバランスが取れた部署にしなければならぬと強く思う。

《その他イ 市立保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査の実施について》

(A委員)

事務局から説明を。

(事務局)

はじめに、サウンディング型市場調査という調査手法について、その概要を説明する。

サウンディング型市場調査とは、事業の発案段階や検討段階で民間事業者幅広く意見や提案を求め、対話を通じて事業への参入意欲や実現可能性、参入条件等を把握するための調査手法である。市からの一方的な照会に対し事業者から回答を得る形ではなく、事業者と個別に対話を行う場を設け、意見交換を行いながら調査を進めることで、より効果的に事業の推進が図られるよう、今回この調査手法を選択した。

それでは、本題に入る。

まず、本調査の趣旨・目的については、7月に開催された今年度第1回審議会において「旭川市の保育と市立保育所の在り方」の策定について報告を行い、今後、市場調査を行うことを説明したところであるが、その在り方の中でお示しした民間移譲の可能性を探ることを目的として民間事業者との対話の場を設定し、様々な視点から施設の魅力やポテンシャル、課題等の整理を行うものである。

今回のサウンディング型市場調査は、近文保育所と神楽保育所を対象施設としており、主に「施設全体に関すること」、「公募等に関すること」について民間事業者と対話を行いたいと考えている。

一つ目の「施設全体に関すること」については、施設の魅力やポテンシャル、ハード面・ソフト面の課題や懸案事項について調査を行い、二つ目の「公募等に関すること」については、施設の管理運営への参画意欲やニーズ、参画する場合の開始希望時期、参入しやすい公募条件等について調査を行う。

調査のスケジュールについては、年明け1月中旬に実施要領の公表、2月上旬には調査に関心のある事業者向けに現地見学会・説明会の実施を予定している。以降、調査への申込み受付を開始し、2月下旬から3月中旬にかけてサウンディング型市場調査を実施する。その後、調査結果を取りまとめ、年度内を目処に結果概要の公表を行う予定である。

今回の調査に当たっては、多くの事業者の参加を期待しており、本市のホームページや関係各所に情報提供を行うほか、旭川市内で現在保育所等を運営している法人に対しても本調査に関する御案内を行いながら進めてまいりたい。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

3か月というタイトなスケジュールだが、事業者の反応が良ければ移譲の方向に動くのか。

(事務局)

調査してみなければどのような反応があるのか分からないが、課題の整理も必要となるため、その先の方向性については現時点では申し上げられない。

いただいた意見を参考に民間移譲の方向に進むのか、興味が全くないという可能性もあるため、結果を踏まえて慎重に検討したい。

(B委員)

サウンディング型市場調査というのは、事業者にとってなじみがないと思うが、スケジュールがとてもタイトだと思う。できるだけ多くの事業者に参加いただきたいのであれば丁寧な説明の機会が必要だと思う。結果概要の公表についてもイメージできない。

公立の保育所を民間移譲することになれば、公立の保育所が担ってきた機能をどこが持つのかも考えなければならない。例えば、災害時や休日の保育など、これまでは公立の保育所が担ってきたが、民間事業者が担っていかなければならない事態も考えられるのではないか。そのための話し合いや検討も事業者と行わなければならない。どんなときに、誰が、いくらで、どこでということの要点を絞って進めていただきたい。

(事務局)

サウンディング型市場調査については、これまでも社会教育施設をメインに行っている。スケジュールがタイトではないかという話もあったが、無理矢理短くしているわけではなく、前例も踏まえてスケジュールを立てている。実際に市内で保育所等を運営している法人に対しても情報提供を行い、丁寧に進めていかなければならないと考えている。

市立保育所の民間移譲については、在り方の中でもお示ししているが、市立保育所を全てなくすということではない。民間移譲の可能性を探るため今回サウンディング型市場調査を実施するが、どちらか一方については、保育センターという新しい役割と機能を持たせた、保育行政を担うところを立ち上げることを考えている。

今回の調査については、民間移譲ありきでは決してなく、その可能性について調査していくものである。

応急保育などの取組については、民間の保育所や育成会とも調整させていただいており、役割分担しながら支障のないようにしたい。

(事務局)

誤解のないように説明させていただくが、サウンディング型市場調査については、民間移譲に当たって事業者を募集するものではない。どのようにしたら民間移譲が可能なのか、あるいはその可能性がないのかについて、業界から意見をいただくものである。意見をいただいた上で役所側が仕様書を作成するために、調査を実施する段階であり、例えば、近文保育所を受けるところがあるかという募集ではない。調査を実施した結果、極めて反応が良かった場合は、当然そういった可能性は高くなるが、その先については、結果が出てから検討するものである。

(A委員)

3か月で進めていくので、市が焦って民間移譲したいのではないかという間違っただけのメッセージを与えるのではないかという心配があったが、はっきりと回答いただけて安心した。

他に、何かあるか。

全体を通して、意見等なければ、これで閉会とする。

4 閉会